

## ・業務運営に関する事項

### 1．リスク管理の体制

金融の自由化・国際化の進展、業務の多様化により金融機関が内包するリスクは信用リスク・事務リスク・金利リスク・価格変動リスク等多岐にわたり、増大する傾向にあります。

こうした環境の中で、当ＪＡはリスク管理の強化を図るため、リスク管理委員会を設置しリスク点検運動実施等により、態勢の充実とともに実効性の確保に努めています。

#### (1) 審査体制

自己査定は、支店による一次査定を経て本店の担当部署において検証・集約して二次査定を行います。二次査定の結果の検証・集約の三次査定並びに決算での償却・引当等の原案作成は、企画管理担当部署で資産査定基準に基づいて厳正な審査を行い、リスク管理委員会、理事会に附議することになります。

#### (2) 内部監査体制

事務リスク管理の強化を図るため、独立した部署として検査室を設置し、全部署に対し不定期な内部検査を実施しています。又、監査機能の充実と監査体制の強化を図るため平成 14 年度から常勤監事を設置し、監査機能を充実させリスク回避に努めています。

#### (3) A L M管理体制

資産・負債の総合管理を通じ、財務の健全性を維持し、安定的な収益を確保するため、リスク管理委員会を中心に信用リスク、事務リスク等を検証し、リスク回避に努めています。

### 2．法令遵守の体制

当該ＪＡは、コンプライアンス態勢確立のため、様々な方針及び関係諸規程等を整備してまいりましたが、新たにコンプライアンス統括部署を設置し、今後も更に積極的に取り組んでいき、組合員の皆様の信頼・支持を損なわないようなＪＡづくりに努めていきたいと考えております。

#### (1) 平成 17 年度の取組事項

- 役職員教育の実施
- コンプライアンス点検の実施
- 組合員組織会計に関する点検の実施
- 個人情報保護法に関する研修会

#### (2) 平成 18 年度の取組事項

- 役職員研修会の実施
- 内部検査の実施
- コンプライアンス体制整備の見直し
- 個人情報保護法に関する研修会

### 3.個人情報保護方針・情報セキュリティ基本方針

#### 北九東部農業協同組合個人情報保護方針

北九東部農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。  
個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
- (2) 当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。  
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
- (3) 当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。  
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
- (4) 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
- (5) 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
- (6) 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。  
保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。
- (7) 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。
- (8) 当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

## 北九東部農業協同組合情報セキュリティ基本方針

北九東部農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- （１） 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- （２） 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- （３） 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- （４） 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- （５） 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以 上

#### 4 . 金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場にたった勧誘に務めるとともに、より一層の信頼をいただけるように務めます。

- ( 1 ) 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ( 2 ) 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう務めます。
- ( 3 ) 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
- ( 4 ) お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
- ( 5 ) 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に務めます。